

# 仕様書

## 1. 件名

照明注視実験における被験者募集業務およびデータ収集業務

## 2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報インタラクション研究部門（以下、「産総研」という。）では、照明注視実験の研究を実施している。本研究は、照明パネルそのものによる人間への疲労等の影響を明らかにすることを目的としている。

## 3. 作業の概要

本作業は、請負者が被験者を募集し、照明の注視時の視線、心理および疲労を調べるため、各被験者から次の2点について、請負者が計測データ取得を行うものである。

### 3.1 基本的な個人属性、視覚の基礎特性

被験者の年齢、性別、近視力、遠視力などの記録

### 3.2 視線データ、視力およびフリッカーによる疲労データの計測ならびに印象評価と疲労自覚の調査

請負者の作業員（以下、「作業員」という。）は、眼球運動計測装置を被験者に装着し、起立または座位で壁や照明を注視させ、視線データを計測する。また、実験の前後に視力やフリッカーによる疲労データも計測する。実験後は、印象評価や疲労自覚症しらべを実施する。

## 4. 作業項目

4-1. 被験者募集業務

4-2. データ収集業務

## 5. 作業項目別仕様

5-1. 被験者募集業務

### (1) 被験者の条件

若年者（18歳以上～30歳未満）44名、高齢者（60歳以上～90歳未満）44名とし、以下の条件を満たすこと。

- ・視覚に関する顕著な傷病または手術歴が無く、裸眼またはコンタクトで両眼視力が0.7以上ある方。眼鏡は不可。
- ・現在、目の病気や治療中でない方。
- ・顕著な全身疾患等のために通院中でない方、及び薬を処方されていない方が

望ましい。

- ・被験者自身で実験室まで来る事が可能な方。
- ・午前または午後の計3時間（実験の進捗状況によって最長3時間）参加できる方。
- ・色覚に異常がない方。

## 5-2. データ収集業務

### 5-2-1. 被験者の選定

- (1) 請負者は、個人情報の取り扱いについて、別紙1の「保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項」に従うこと。
- (2) 実験協力者募集時に、実験において取られる感染症対策について、調達請求者の提示する内容をもとに説明を行うこと。

### 5-2-2. 実施期間、実験実施場所、拘束時間

実験期間：契約締結日～2024年9月30日の平日

実施場所：茨城県つくば市梅園 1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

本部・情報棟 6303-2 室

拘束時間：9：00-12：00 または 13：00-16：00（最長3時間）

### 5-2-3. 対応表の作成

産総研では被験者の個人情報（氏名、住所、年齢、緊急時の連絡先、銀行口座、個人番号および身元を確認する書類の写し）を取得しない。一方、産総研における実験実施時の被験者本人の確認手段として、請負者は被験者に識別データ番号を付与し、年齢、性別を合わせた識別データ番号の対応表を事前に調達請求者に提出すること。

請負者は、上記個人情報と識別データ番号の対応表を適切に3年間管理すること。募集に当たって取得した個人情報は、請負者にて遵法を旨とする管理をすること。

### 5-2-4. 実験事前準備

- (1) 作業員は、実験開始前に視覚の基礎特性計測方法や眼球運動計測装置など必要な機器操作の取り扱いにおけるレクチャーを受け、実験及び被験者への説明等を支障なく行えるようにすること。レクチャーは、半日間を予定する。また新型コロナウイルス感染症対策についてのレクチャーについては「7. 新型コロナウイルス感染症対策 (1)」を参照のこと。

- (2)作業員は、視覚の基礎特性に関する計測や、眼球運動計測装置に対する経験があり、人間工学実験計測についてのデータ収集およびファイル作成実績を有すること。
- (3)作業員は、実験の安全対策・事故防止対策の観点から、事前に教育訓練プログラム（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の研究倫理教育eラーニングまたは臨床研究養育サイト「ICR 臨床研究入門（ICRweb）」）を受講すること。詳細は、調達請求者の指示に従うこと。

#### 5-2-5. 実験補助

- (1)作業員は、被験者の年齢、性別を記録し、近視力、遠視力、フリッカーデータ、印象評価、疲労自覚データ、および眼球運動データの測定を行い対応表と合わせてパソコンに記録すること。
- (2)作業員は、計測したデータ結果をパソコンに入力し、生データとしてパソコンに保存し、実験ごとに指定の形に加工し提出すること（どのような形式で入力し加工するかは別途打ち合わせの上決定するが、基本は生データおよび分析結果はエクセルシートにまとめ、後から別のデータ解析等が可能なようにすること。またデータ計測中での被験者の様子で変化があったことがあれば、備考欄等によりデータと紐づく形で記録すること）。
- (3)計測結果の記録確認を各被験者の実施後に行うこと。機器不良による未記録の際は産総研の実験に立ち会う者（以下、「産総研実験担当者」という。）に連絡し、指示に従うこと。機器不良ではなく、作業員の人的ミスによる未記録の場合は、請負者の責において被験者および調達請求者と協議のうえ、再実験を行うこと。

#### 5-2-6. 作業報告書の作成

請負者は、実験による各種記録を取り纏め作業結果報告書を作成すること。

### 6. 実験の中断、中止

作業員は、実験開始前および実験中に被験者から体調不良の申し出があった場合、作業員から見て被験者の様子がおかしい場合は直ちに被験者に体調の確認を行い、実験を中断し、産総研実験担当者に連絡し、休憩、中断、中止の指示を受け被験者への対応を行うこと。

作業員は、実験終了後、被験者から体調不良の申し出があった場合、産総研実験担当者に連絡のうえ対応を確認し、十分に休憩を取らせ、被験者の安全に帰宅できる判断に応じて帰宅させること。

## 7. 新型コロナウイルス感染症対策

### (1)被験者および作業員

- ・当日、37.5 度以上の熱があった場合、また風邪症状があった場合、体調不良により実験に参加できなくなった場合は請負業者が産総研実験担当者に連絡し、その後の実験について協議すること。

### (2)作業員

- ・実験に従事する作業員は全員、実験開始前に調達請求者の行う感染症対策実験実施説明会及びリハーサルに参加すること。
- ・実験入室前に十分に手洗いをすること。
- ・マスクを常時着用すること。
- ・30分に1度、換気を行うこと。
- ・タッチポイントの消毒を徹底すること。

## 8. 障害保険への加入

請負者は、実験当日の不測の事態に備えて、各被験者の保険加入を手配すること。保険内容は以下のとおり。

- －死亡／後遺障害：500 万円以上
- －入院1日当たり：7500 円以上
- －通院1日当たり：5000 円以上

## 9. 貸与品

- ・眼球運動計測装置（トビー・テクノロジー社製、Tobii Pro グラス 2、資産番号：18AB0311、18AB0312）各1台
- ・ノート PC（NEC 社製、LAVIE Direct HZ、資産番号：16AB3001）1台
- ・ノート PC（日本 HP 社製、Pav Gaming 15-dk1003TX、資産番号：20AB0279）1台

## 10. 納入の完了

作業完了の後、「11. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

### 11. 納入物品

- ・対応表（紙媒体または電子媒体、実験開始前までに提出）1部
- ・生データを加工したデータ（電子媒体、実験ごとに提出）1部
- ・作業結果報告書（紙媒体または電子媒体）1部

※電子媒体の場合、原則として USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

1 2. 納入期限および納入場所

納入期限：2024年9月30日

納入場所：茨城県つくば市東 1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

人間情報インタラクション研究部門 行動情報デザイン研究グループ

つくば中央事業所 6群 6-11棟 426号室

1 3. 特記事項

- ・本仕様書の技術的内容および知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- ・本仕様書の技術的内容において不明な点は、調達請求者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は調達担当者との協議の上決定する。

以上

## 保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等の定めるところにより、以下の事項に従って契約を履行しなければならない。

- ① 受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ② 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④ 受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥ 受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 産総研は、受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生し、産総研が損害を受けたときは、本契約を解除し、受注者に損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑩ 産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。

- ⑪ 受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施すること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ⑫ 受注者は、⑪により再委託する第三者が外国にある場合は、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であることを確認する。この場合に、当該第三者へ提供するにあたって、当該第三者における当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の全てを実施し、個人情報の本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ・ 相当措置の実施状況、当該措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
  - ・ 相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置等を実施すること。
  - ・ 相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは第三者提供を停止すること。
- ⑬ 上記①～②、④～⑧及び⑩～⑫の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。